



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 中外炉工業株式会社
代表者名 代表取締役社長
西 本 雄 二
コード番号 1 9 6 4
東証第一部
問合せ先 取締役業務本部長
南 場 賢一郎
(TEL. 06-6221-1251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 73 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以 上

別紙（変更の内容）

（下線部分は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 26 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条～第 26 条 （現行どおり）</p> <p><u>第 27 条（社外取締役の責任限定契約）</u> <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締</u> <u>役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善</u> <u>意でかつ重大な過失がないときは、法令の定め</u> <u>る額を限度として責任を負担する契約を締結</u> <u>することができる</u></p>
<p>第<u>27</u>条～第<u>38</u>条 （条文省略）</p>	<p>第<u>28</u>条～第<u>39</u>条 （以下、条数を繰り下げる）</p>

以上